

令和7年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時34分

○招 集 年 月 日

令和7年3月6日（木曜日）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
建 設 水 道 部 長	奈 良 論
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長	濱 川 龍 一
農業委員会事務局長	樋 口 正 人
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和7年3月6日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加 奈 恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富 美 子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川 内 谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美 奈 子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄 美 子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 7 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 4 議案第 8 号 令和 6 年度余市町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 議案第 9 号 令和 6 年度余市町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 17 号 余市町犯罪被害者等支援条例案
- 第 7 議案第 20 号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第 8 議案第 21 号 町有財産の取得について
- 第 9 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 22 件、他に一般質問と議長の諸般報告及び令和 7 年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 1 番、山本議員、議席番号 2 番、尾

森議員、議席番号 4 番、佐藤議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 令和 7 年余市町議会第 1 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 22 件、一般質問は 8 名によります 12 件、令和 7 年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 3 月 24 日までの 19 日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付をされておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 7 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 8 号 令和 6 年度余市町水道事業会計補正予算（第 5 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 9 号 令和 6 年度余市町下水道事業会計補正予算（第 4 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、議案第 17 号 余市町犯罪被害者等支援条例案につきましては、所管の民生教育常任委

員会に付託することに決しました。

日程第7、議案第20号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8 議案第21号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、一般質問は、8名によります12件です。

日程第10、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算、日程第11、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算、日程第15、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員15名で構成をする令和7年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第16、議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第11号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第12号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第13号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につつま

しては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第14号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第15号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第16号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、議案第18号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、議案第19号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、議案第22号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から24日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から24日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月12日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和7年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和6年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合はご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第7号 令

和6年度余市町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第10号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の増額と、町営斎場建替事業に係る調停の成立に伴う委任弁護士委託料、国の法改正により戸籍の記載事項に振り仮名を追加するための社会保障・税番号制度システム整備事業費、過年度分の国庫補助金等精算に伴う返還金の追加、各種事業費確定見込みによる減額補正計上を行ったものであります。

また、社会保障・税番号制度システム整備事業ほか2事業について、本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費の追加及び変更したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の主な補正内容について、歳出からご説明申し上げます。

総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料、余市町生活バス路線運行費補助金の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、国が定める公定価格の改正に伴う教育・保育給付費負担金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、申請件数の増加に伴う余市町中小企業振興融資保証料補助金の補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、申請件数の増加に伴う住宅取得等支援補助金の補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う繰上償還元金

の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金と額の確定に伴う臨時財政対策債を計上し、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予定額 7 億 3,311 万 9,000 円を既定予算に追加した予算総額は 130 億 1,546 万 4,000 円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 10 号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第 7 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 6 年度余市町の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,311 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 1,546 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額 9 億 6,482 万 1,000 円、24 節積立金 9 億 6,482 万

1,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 51 万 5,000 円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 9 億 6,430 万 6,000 円の補正計上でございます。

5 目企画費、補正額 5,911 万 7,000 円、内訳といたしまして、12 節委託料 5,544 万 5,000 円につきましては、ふるさと納税取扱業務委託料の補正計上でございます。18 節負担金補助及び交付金 367 万 2,000 円につきましては、余市町生活バス路線運行費補助金の補正計上でございます。

12 目諸費、補正額 804 万 4,000 円、内訳といたしまして、12 節委託料 144 万 4,000 円につきましては、委任弁護士委託料の補正計上でございます。18 節負担金補助及び交付金 660 万円につきましては、派遣職員に係る給与費負担金の補正計上でございます。

14 目新型コロナウイルス対策事業費、補正額 334 万 3,000 円、22 節償還金利子及び割引料 334 万 3,000 円につきましては、低所得世帯支援に関する給付事業に係る過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金国庫補助金返還金の補正計上でございます。

15 目物価高騰対策事業費、補正額 110 万 3,000 円、18 節負担金補助及び交付金 110 万 3,000 円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として実施いたします地域街路灯 LED 化事業補助金の補正計上でございます。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 321 万 5,000 円につきましては、国の法律改正により戸籍の記載事項に振り仮名が追加されることに伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、11 節役務費 110 万 3,000 円と 12 節委託料 211 万 2,000 円の補正計上でございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、補正額 981 万 5,000 円、18 節負担金補助及び交付金 981 万 5,000 円につきましては、国の定める公定価

格の改正に伴います教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額27万4,000円、22節償還金利子及び割引料27万4,000円につきましては、過年度母子保健対策強化事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

3目予防費、補正額3万9,000円、22節償還金利子及び割引料3万9,000円につきましては、過年度風しん抗体検体検査事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額285万円、18節負担金補助及び交付金285万円につきましては、申請件数の増に伴います余市町中小企業振興融資保証料補助金の補正計上でございます。

6目道の駅管理運営費、補正額4,279万8,000円の減、内訳といたしまして16節公有財産購入費409万2,000円の減と21節補償補填及び賠償金3,870万6,000円の減につきましては、道の駅再編整備事業に係る減額補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額ゼロ円につきましては、財源組替え計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額1億451万8,000円の減につきましては、ロータリ除雪車購入事業に係る財源の組替え計上のほか、11節役務費21万8,000円の減、12節委託料530万円の減及び14節工事請負費9,900万円の減につきましては、除雪作業車等保管倉庫建設事業の実施見送りに伴う減額補正計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額1億2,991万7,000円の減、14節工事請負費1億2,991万7,000円の減につきましては、河川護岸補修工事の減額補正計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額5,140万円の減、14節工事請負費5,140万円の

減につきましては、黒川団地外壁塗装改修工事の実施見送りに伴います減額補正計上でございます。

2目住宅支援費、補正額124万5,000円、18節負担金補助及び交付金124万5,000円につきましては、申請件数の増に伴います住宅取得等支援補助金の補正計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額20万円、18節負担金補助及び交付金20万円につきましては、寄附に伴います余市町スポーツ少年団本部事業費補助金の補正計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額768万6,000円、22節償還金利子及び割引料768万6,000円につきましては、保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴います長期債繰上償還元金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額531万2,000円、2節児童福祉費国庫負担金531万2,000円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額431万7,000円、1節総務費国庫補助金431万7,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金321万4,000円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金110万3,000円の補正計上でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額1億1,430万円の減につきましては、各事業費の確定見込み等に伴う減額補正計上でございます。内訳といたしまして、1節道路橋りょう費国庫補助金8,930万円の減につきましては、橋りょう長寿命化補修事業補助金1,330万円の減、道路ストック補修事業補助金

730万円の減、除雪作業車等保管倉庫建設事業補助金6,600万円の減、ロータリ除雪車購入事業補助金270万円の減でございます。2節住宅費国庫補助金2,500万円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額187万6,000円、2節児童福祉費道負担金187万6,000円につきましては、国庫負担金同様、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額9億6,430万6,000円、1節総務費寄附金9億6,430万6,000円につきましては、5万5,958件の余市町ふるさと応援寄附金9億6,430万6,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額51万5,000円、1節民生費寄附金51万5,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして市川久志様からの50万円と学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児PTA様からの1万5,000円の補正計上でございます。

4目教育費寄附金、補正額20万円、1節教育費寄附金20万円につきましては、社会教育振興寄附金といたしまして、細山淳子様からの20万円の補正計上でございます。

いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、3項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1,389万2,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1,389万2,000円につきましては、歳出におけるふるさと納税取扱業務委託料、道の駅再編整備事業及び住宅取得等支援補助金に係る繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,729万8,000円、1節繰越金1,729万8,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、4目保留地管理法人貸付金元金収入、補正額768万6,000円、1節保留地管理法人貸付金元金収入768万6,000円につきましては、歳出における保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う長期債繰上償還元金に係る保留地管理法人貸付金元金収入の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、1目土木債、補正額1,910万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、1節道路橋りょう債730万円につきましては、道路ストック整備事業債の補正計上でございます。2節住宅債2,640万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います各団地環境整備事業債の減額補正計上でございます。

3目緊急自然災害防止対策事業債、補正額1億3,000万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債1億3,000万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う河川護岸補修事業債の減額補正計上でございます。

5目過疎対策事業債、補正額2,250万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、橋りょう補修整備事業債1,330万円、除雪作業車等保管倉庫建設事業債3,850万円の減、ロータリ除雪車購入事業債270万円の補正計上でございます。

6目臨時財政対策債、補正額361万7,000円、1節臨時財政対策債361万7,000円につきましては、額の確定に伴う補正計上でございます。

次に、繰越明許費補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。上段でございます。第2表、繰越明許費補正につきましては、繰越事業の追加及び変更でございます。繰越

事業の追加につきましては款、項、事業名、金額の順に、繰越事業の変更につきましては款、項、補正前の事業名と金額、補正後の事業名と金額の順にご説明申し上げます。1、追加、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額321万5,000円。7款商工費、1項商工費、事業名、道の駅再編整備事業、金額6,120万2,000円。2、変更、2款総務費、1項総務管理費、補正前事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億4,295万6,000円、補正後事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億4,405万9,000円。

続きまして、地方債補正につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの中段をご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込み等に伴う起債限度額の補正でございます。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順にご説明申し上げます。1、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額720万円、補正後限度額1,450万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額4,650万円、補正後限度額2,010万円。河川護岸補修事業債、補正前限度額1億3,600万円、補正後限度額600万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額3,500万円、補正後限度額4,830万円。除雪作業車等保管倉庫建設事業債、補正前限度額3,850万円、補正後限度額ゼロ円。ロータリ除雪車購入事業債、補正前限度額2,150万円、補正後限度額2,420万円。臨時財政対策債、補正前限度額1,087万8,000円、補正後限度額1,449万5,000円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（白川栄美子君） 1点だけお伺いいたします。

6ページの土木費の除雪対策費のところ、先ほど作業車の倉庫、実施見送りになったということなのですけれども、理由は何でしょうか。

○建設課長（井上健男君） 15番、白川議員からのご質問に答弁いたします。

除雪対策事業費の中の除雪作業車等保管倉庫建設工事費等につきましての見送りの理由といたしましては、当初老朽化が進んでいる除雪管理センター内の除雪作業車等保管倉庫の建設工事及び工事に関連する建築審査並びに工事監理業務に係る費用を計画しておりましたが、公募により入札参加者を募集したところでありますが、申請がなかったことから、工事の執行に当たり十分な工期の確保が困難であったことから、令和6年度内の施工を断念したところでございます。これにより、当該工事請負費のほか関連予算に係る予算につきまして、このたび計上させていただいたところでございます。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○15番（白川栄美子君） 入札の応募がなかったということだったのですけれども、なぜかということを担当課では考えたことありますか。なぜなかったのだろうか。金額が安かったのか、何か違う理由があったのか。

○建設課長（井上健男君） 15番、白川議員からの再度のご質問にご答弁させていただきます。

応募がなかった理由はなぜかというご質問でございます。こちらにつきましては、やはり近年資材の物価高騰等がございまして、こちらに係る費用がかさんできていること等も要因の一つかと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○2番（尾森加奈恵君） 確認も含めて2点ほどお伺いします。

まず、5ページの2款総務費、1項総務管理費、

12目諸費、12節委託料144万4,000円、委任弁護士委託料についてお伺いします。こちらは、町営斎場建替事業に係る調停成立に伴う委任弁護士委託料とのことですが、委任弁護士の人数と委託の期間についてお伺いします。

2点目ですが、同じく18節の負担金補助及び交付金、派遣職員給与費負担金660万円についての詳細をお伺いします。

○総務課長（越智英章君） 2番、尾森議員のご質問に答弁いたします。

最初に、委任弁護士委託料の関係でございますが、委任した弁護士につきましては4名でございます。委託の期間としては、調停が成立したまでの間ということでございますけれども、調停で決まりました金額が町に入ってきたのが2月10日でございます。最終的にはこの支払いが終わって、その期間が終了するということになろうかと思えます。今回の委任弁護士委託料の最終的な成功報酬の支払いが終わって終わりということになろうかと思えます。

もう一つ、派遣職員給与費負担金でございますが、これにつきましては令和5年6月から本年3月まで、北海道から自治法派遣によって来ていただいている職員がおります。その職員に係る給料、手当、共済組合費につきまして北海道に対して支払う金額でございます。

○2番（尾森加奈恵君） 1点目については承知しました。

2点目なのですが、これは令和5年6月から本年度の3月までの派遣ということなのですが、当初予算では不足したので補正したということなのでしょうか。

あと、差し支えなければ、この業務内容についてもお伺いしてよろしいでしょうか。

○総務課長（越智英章君） 2番、尾森議員からの再度のご質問について答弁をいたします。

この派遣に係る北海道への負担につきまして

は、毎年最後になってから精算というか、金額が確定してから予算を見て支払っているものでございまして、令和6年度につきましては金額が確定しましたので、今回補正予算として提案をさせていただきます。

業務内容としては、商工観光課に配属をさせていただきますので、商工観光課の業務としております。

○13番（ジャストミートあたる君） 5ページの歳出、2款の12目諸費なのですが、補正前の額が1,139万2,000円、補正額が800万円ということで、今144万円が委任弁護士委託料になっているのですが、補正前の額に委任弁護士委託料が入っているのでしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁いたします。

補正前については、委任弁護士委託料の予算というものはありません。今回調停が成立したことで委任弁護士委託料ということで補正予算を提案させていただいているところでございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第8号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第8号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出について、配水管布設替え事業、設計委託事業等の建設改良事業費の確定見込みにより1,718万7,000円の減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては、工事費の確定見込みに伴う工事負担金並びに企業債合計で2,680万6,000円の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用につきましては、減価償却費の確定見込みによる減額補正、配水管布設替えに伴う配水管の除却等による固定資産除却費の増額補正。また、営業外費用につきましては、企業債利息の確定見込みに伴う減により水道事業費用合計で1,120万円の増額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、給水収益の増額補正と長期前受金戻入の確定見込みによる減額補正、さらには工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理に係る消費税及び地方消費税還付金の増額補正により水道事業収益合計932万2,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和6年度余市町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、第4号、主要な建設改良事業、（ア）、配水管整備事業、既決予定量1億8,481万1,000円、補正予定量172万円の減、計1億8,309万1,000円。

（ウ）、水道施設整備事業、既決予定量750万円、補正予定量13万円の減、計737万円。

（エ）、浄水施設整備事業、既決予定量1億5,394万9,000円、補正予定量1,533万7,000円の減、計1億3,861万2,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億475万6,000円、補正予定額932万2,000円、計7億1,407万8,000円。

第1項営業収益、既決予定額5億7,918万円、補正予定額977万2,000円、計5億8,895万2,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億2,557万6,000円、補正予定額45万円の減、計1億2,512万6,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億3,322万6,000円、補正予定額1,120万円、計7億4,442万6,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億4,881万円、補正予定額2,141万4,000円、計6億7,022万4,000円。

第2項営業外費用、既決予定額8,331万6,000円、補正予定額1,021万4,000円の減、計7,310万2,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億3,876万円」を「3億4,837万9,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,575万円」を「2,537万

円)に、当年度分損益勘定留保資金「1億2,218万9,000円」を「1億3,218万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億2,619万4,000円、補正予定額2,680万6,000円の減、計2億9,938万8,000円。

第2項工事負担金、既決予定額120万円、補正予定額30万6,000円の減、計89万4,000円。

第3項企業債、既決予定額3億930万円、補正予定額2,650万円の減、計2億8,280万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億6,495万4,000円、補正予定額1,718万7,000円の減、計6億4,776万7,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億7,924万5,000円、補正予定額1,718万7,000円の減、計3億6,205万8,000円。

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額1億6,610万円、補正後限度額1億6,550万円。過疎対策事業債、補正前限度額1,750万円、補正後限度額600万円。浄水施設整備事業、補正前限度額1億2,570万円、補正後限度額1億1,130万円。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧願います。令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額932万2,000円、1項営業収益、補正額977万2,000円、1目給水収益、補正額977万2,000円につきましては、本年度の給水収益実績と今後の調定を見込み、増額補正するものでございます。

2項営業外収益、補正額45万円の減、3目長期前受金戻入、補正額126万3,000円の減につきましては、長期前受金戻入の確定見込みによる減額補正を行うものでございます。

5目消費税及び地方消費税還付金、補正額81万3,000円につきましては、工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理に係る消費税及び地方消費税還付金の増額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額1,120万円、1項営業費用、補正額2,141万4,000円、4目減価償却費、補正額69万3,000円の減につきましては、減価償却費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

5目資産減耗費、補正額2,210万7,000円につきましては、配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正でございます。

2項営業外費用、補正額1,021万4,000円の減、1目支払利息、補正額1,021万4,000円の減につきましては、企業債借入利息の確定見込みによる減額補正でございます。

2ページをご覧願います。資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額2,680万6,000円の減、2項工事負担金、補正額30万6,000円の減、1目工事負担金、補正額30万6,000円の減。

3項企業債、補正額2,650万円の減、1目企業債、補正額2,650万円の減につきましては、いずれも工事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額1,718万7,000円の減、1項建設改良費、補正額1,718万7,000円の減、2目配水設備改良費、補正額172万円の減、3目水道設備整備費、補正額13万円の減、4目原水設備改良費、補正額1,533万7,000円の減につきましては、いずれも建設改良事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第5、議案第9号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第9号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出につきまして管渠布設事業、設計委託事業等の建設改良事業費の確定見込みによる減等により、合計7,141万4,000円の減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては、工事費の確

定見込みに伴う国庫補助金及び企業債等の減により、合計4,667万3,000円の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用につきましては、減価償却費の確定見込み等に伴う減額補正、特別損失につきましては令和6年度賞与に係る令和5年度負担分の確定等による減額補正により、下水道事業費用合計で302万円の減額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、下水道使用料の増額補正と長期前受金戻入の確定見込みによる減額補正、工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理による消費税及び地方消費税還付金の減額補正、特別利益につきましては令和5年度消費税及び地方消費税還付金の確定等に伴う減額補正であり、下水道事業収益合計で424万3,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条 令和6年度余市町下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、第4号、主要な建設改良事業、(ア)、公共下水道管渠整備事業、既決予定量7,009万7,000円、補正予定量2,438万6,000円の減、計4,571万1,000円。

(イ)、公共下水道処理場整備事業、既決予定量1億850万円、補正予定量4,832万8,000円の減、計6,017万2,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、科目、第1款下水道事業収益、既決予定額8億522万9,000円、補正予定額424万3,000円、計8億947万2,000円。

第1項営業収益、既決予定額2億8,231万

2,000円、補正予定額1,247万3,000円、計2億9,478万5,000円。

第2項営業外収益、既決予定額5億1,707万3,000円、補正予定額238万6,000円の減、計5億1,468万7,000円。

第3項特別利益、既決予定額584万4,000円、補正予定額584万4,000円の減、計ゼロ円。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額8億1,215万4,000円、補正予定額302万円の減、計8億913万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額7億3,292万2,000円、補正予定額3万2,000円の減、計7億3,289万円。

第3項特別損失、既決予定額739万7,000円、補正予定額298万8,000円の減、計440万9,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億8,255万6,000円」を「1億5,790万5,000円」に、引継金「1,544万7,000円」を「5,425万8,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「533万7,000円」を「542万3,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億6,177万2,000円」を「9,822万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額21億7,666万3,000円、補正予定額4,667万3,000円の減、計21億2,999万円。

第1項他会計補助金、既決予定額5,078万8,000円、補正予定額170万円の減、計4,908万8,000円。

第2項国道補助金、既決予定額8億8,145万円、補正予定額2,934万2,000円の減、計8億5,210万8,000円。

第3項負担金、既決予定額5億3,375万2,000円、補正予定額117万2,000円、計5億3,492万4,000円。

第4項基金繰入金、既決予定額7,607万3,000円、

補正予定額3,000円の減、計7,607万円。

第5項企業債、既決予定額6億3,460万円、補正予定額1,680万円の減、計6億1,780万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額23億5,921万9,000円、補正予定額7,141万4,000円の減、計22億8,780万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額17億6,059万4,000円、補正予定額7,271万4,000円の減、計16億8,788万円。

第2項企業債償還金、既決予定額5億9,862万5,000円、補正予定額130万円の減、計5億9,992万5,000円。

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額6億3,970万円、補正後限度額6億2,290万円。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業収益、補正額424万3,000円、1項営業収益、補正額1,247万3,000円、1目下水道使用料、補正額1,247万3,000円につきましては、本年度の下水道使用料実績と今後の調定を見込み、増額補正するものでございます。

2項営業外収益、補正額238万6,000円の減、2目他会計補助金、補正額170万円につきましては、一般会計補助金の整理による増額補正を行うものでございます。

3目長期前受金戻入、補正額52万6,000円の減につきましては、長期前受金戻入の確定見込みによる減額補正を行うものでございます。

4目消費税及び地方消費税還付金、補正額356万円の減につきましては、工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理に係る消費税及び地

方消費税還付金の減額補正でございます。

3項特別利益、補正額584万4,000円の減、1目その他特別利益、補正額584万4,000円の減につきましては、令和5年度消費税及び地方消費税還付金の確定に伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額302万円の減、1項営業費用、補正額3万2,000円の減、5目減価償却費、補正額51万4,000円の減につきましては、減価償却費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

次に、新たな科目として6目資産減耗費を設け、補正額48万2,000円とし、これについては暖房設備更新工事に伴う旧暖房設備の除却に係る固定資産除却費の増額補正でございます。

3項特別損失、補正額298万8,000円の減、1目その他特別損失、補正額298万8,000円の減につきましては、令和6年度修理に係る令和5年度負担分の確定等による減額補正でございます。

2ページをお開き願います。資本金的收入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本金的收入、補正額4,667万3,000円の減、1項他会計補助金、補正額170万円の減、1目他会計補助金、補正額170万円の減につきましては、一般会計補助金の整理による減額補正でございます。

2項国道補助金、補正額2,934万2,000円の減、1目国庫補助金、補正額2,934万2,000円の減につきましては、工事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

3項負担金、補正額117万2,000円、1目受益者負担金、補正額117万2,000円につきましては、受益者負担金の収入実績に伴う増額補正でございます。

4項基金繰入金、補正額3,000円の減、1目基金繰入金、補正額3,000円の減につきましては、基金繰入金の確定に伴う減額補正でございます。

5項企業債、補正額1,680万円の減、1目企業債、補正額1,680万円の減につきましては、いずれも工

事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本金的支出、補正額7,141万4,000円の減、1項建設改良費、補正額7,271万4,000円の減、1目管渠建設改良費、補正額2,438万6,000円の減、2目処理場建設改良費、補正額4,832万8,000円の減につきましては、いずれも建設改良事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2項企業債償還金、補正額130万円、1目企業債償還金、補正額130万円につきましては、企業債償還金の整理に伴う増額補正でございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和6年度第4回定例会においてご審議、ご決定賜りました令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第2号）に添付いたしました令和6年度余市町下水道事業開始貸借対照表について、長期前受金及び資本金の整理を行ったことから、改めて整理後の開始貸借対照表を添付しておりますので、ご高覧願います。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第6、議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(大平直規君) ただいま上程されました議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現することを目的に条例を制定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案。

余市町犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町犯罪被害者等支援条例。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び被害を受けることをいう。

(4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

(5) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(6) 事業者 町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(7) 関係機関 国、北海道その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受

けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまで認められるまでの間、必要な支援が継続して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を設定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関と相互に連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、余市町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、余市町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務及び休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害

者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的な負担の軽減を図るため、規則に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給することができる。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷病見舞金 10万円

(3) 性犯罪被害見舞金 10万円

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 町は、犯罪被害者等が再被害又は二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(町民及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 町は、犯罪被害者等支援における個人情報的重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第17号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

13番、ジャストミートあたる議員に申し上げます。

議会運営委員長からの報告のとおり、この案件については所管の委員会に付託することになります。

それで、ジャストミートあたる議会も所管委員会の委員でありますので、質疑に対してはその辺を十分配慮した中で質疑していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

これは、公務員にも適用されますでしょうか。

(「議事進行」の声あり)

○6番（庄 巖龍君） 事前審議になりますので、委員会のほうに付託されておりますので、委員会のほうでもんでいただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） 今庄議員から議事進行の発言がありました。

余市町の会議規則では、質疑は許されております。

先ほど私がジャストミートあたる議員に申し上げたとおり、所管委員会に付託されますので、そ

の点を十分考慮して質疑、答弁、よろしくお願ひしたいと思います。

○福祉課長（大平直規君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にご答弁申し上げます。

対象となる方は、犯罪等により被害を被った者及びその家族または遺族ということになってございます。町内に居住し、通勤、通学している方ということになってございますので、ご理解願ひしたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほど議事進行が入ったのですけれども、委員会で僕これについて質疑したのですけれども、議会でやるみたいなことになったのではないかなと思うのですけれども、さらに委員会に戻すということですか。

○議長（藤野博三君） 私のほうからその点については答弁したいと思います。

付託案件でありますので、もう一度委員会に付託した中で議論をしていただくような形になると思いますので、できるだけ委員会のほうで質疑していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

では、今お答えいただいたのですけれども、声が小さくて聞こえづらかったので、もう一度お願ひします。

○福祉課長（大平直規君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に再度ご答弁申し上げます。

犯罪被害者等ということで、犯罪等により害を被った者、その家族または遺族ということになりまして、町内に居住し、通勤または通学する方が対象となっております。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、公務員は含まれるのでしょうか。

○福祉課長（大平直規君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

す。

町内に居住し、通勤、通学している方ということになってございますので、そういった方について該当になる公務員の方に対しては対象となると認識しております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委員長から報告のありましたように、民生教育常任委員会に付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は民生教育常任委員会に付託申し上げることに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第20号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第20号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結事項の変更については、令和6年第4回臨時会において議案第3号として令和6年度余市運動公園野球場改修工事の工事請負契約の締結について議決を賜っておりますが、施工に当たり当初既存ダッグアウト壁面を存置し、スタンド席の土留めとして使用する予定でありましたが、屋根部の取壊しの際に壁面部に劣化、破損が確認されたことから、存置するダッグアウト壁面を補修、改築の対策を講じた工法に変更するため、契約金額の変更をいたしたくご提案申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第20号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和6年7月22日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和6年7月22日議決の工事請負契約締結「令和6年度 余市運動公園野球場改修工事」事項の一部を次のように変更する。

第3号契約金額の部分中「一金1億2,738万円也」を「一金1億2,986万6,000円也」に改める。

以上、議案第20号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○10番（伊藤正明君） この工事請負契約につきまして、工事はもう完全に竣工、終了したのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 10番、伊藤議員からのご質問にご答弁申し上げます。

工事につきましては、おおむね終了はしておるところなのですが、先ほどご提案させていただきましたダッグアウトにつきましては、これからの施工となり、工期内の完成できることを予定し、進めてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○10番（伊藤正明君） 今工期内の完了を目指す云々と、前聞いていたのは、この球場については12月までに工事完了して、その後雪が入ってしまうので、それまでに完了しますよということで聞いてあったのですが、最終的なエンドの部分が結局雪解けで令和7年度にまたがるということですか。それをお知らせいただきたいと思いま

す。

○建設課長（井上健男君） 10番、伊藤議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

以前の議会の中でご答弁申し上げました12月末をめどに工事の完成を目指すというお話をさせていただいたところですが、資材の入荷が遅れたりですとか、そういうことがございまして、今回のダッグアウトを残しまして、おおむね工事は完了しているところでございます。

工期のほうは、契約工期が令和7年3月21日となっておりますので、そちらまでに完成させる予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第21号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策部長（阿部弘亨君） ただいま上程されました議案第21号 町有財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、道の駅再編整備を行うに当たり道の駅建設用地の取得でございます。

町有財産としての取得のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきご提案を申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第21号 町有財産の取得について。

道の駅建設用地として、次の土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、道の駅建設用地。

2、土地の所在地及び数量、余市郡余市町黒川町635番1外19筆、4万4,334.53平方メートル、別紙不動産明細書のとおり。

3、取得予定価格、一金3,690万7,448円也。

4、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

5、契約の相手方、余市郡仁木町西町1丁目36番地1、余市川土地改良区理事長、坂東義一。余市郡余市町黒川町20丁目15番地15、吉本一夫。余市郡余市町黒川町1023番地、農事組合法人余市共栄組合理事、大嶋義彦。余市郡余市町黒川町18丁目29番地4、坂本健一。神奈川県相模原市中央区宮下本町2丁目7番15号、前田フキ。江別市大麻高町30番地の1、富本町子。河東郡音更町東通11丁目3番地39、廣部律子。札幌市白石区本郷通9丁目南3番12—902号、新井田初美。余市郡余市町黒川町20丁目16番地39、山本裕子。余市郡余市町黒

川町20丁目17番地25、湯淺敏彦。

次のページをお開きください。

別紙。

不動産明細書。

土地の表示、所在、余市郡余市町黒川町、地番635番1の内、地目、用悪水路、面積72.54平方メートル。地番635番3、地目、用悪水路、面積98.72平方メートル。地番635番4の内、地目、用悪水路、面積401.98平方メートル。地番640番1、地目、原野、面積830.91平方メートル。地番642番1の内、地目、公衆用道路、面積639.19平方メートル。地番672番、地目、原野、面積9,680.69平方メートル。地番673番1、地目、原野、面積1,948.13平方メートル。地番673番2、地目、用悪水路、面積229.66平方メートル。地番673番3、地目、原野、面積1,753.64平方メートル。地番674番、地目、原野、面積2,683.19平方メートル。地番675番1、地目、畑、面積2,298.81平方メートル。地番675番6、地目、畑、面積320.17平方メートル。地番675番7、地目、畑、面積321.05平方メートル。地番675番8、地目、畑、面積312.41平方メートル。地番680番1、地目、畑、面積3,836.53平方メートル。地番681番1、地目、畑、面積7,685.35平方メートル。地番682番1、地目、畑、面積3,488.07平方メートル。地番683番1、地目、畑、面積2,555.20平方メートル。地番684番1、地目、畑、面積3,824.29平方メートル。地番685番1、地目、畑、面積1,354平方メートル。合計20筆、4万4,334.53平方メートル。

以上、議案第21号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、町有財産に関する取得内訳表、取得用地見取図及び取得用地平面図を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○5番（内海富美子君） 早速お伺いいたします。

不動産明細書の中の土地の地目が数々、畑や原野、用悪水路だとかなくなっていますけれども、一応予算で3,690万7,448円の予定価格ということですが、このそれぞれの地目によって、この購入に当たっては地価額というのでしょうか、購入額というか、平らになっているわけではないと思うのですけれども、まだ伺えそうでしたら、そのことについてお伺いを申し上げます。

○総合政策部長（阿部弘亨君） 5番、内海議員の質問にご答弁申し上げます。

今回用悪水路ですとか原野とか畑ですとかございますけれども、地目ごとに額は違ってございます。

○5番（内海富美子君） この時点では、大体予測の金額とかというのは教えてはいただけないというか、いかがなものでしょうか。

○総合政策部長（阿部弘亨君） 5番、内海議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

今回の取得額につきましては、令和5年度に不動産鑑定士に土地の鑑定評価を依頼し、その評価を基準として北海道建設部公共事業用地事務取扱要領に基づき時点修正を行い、算定してございます。

○5番（内海富美子君） よく分かりましたので、これで終わります。

○13番（ジャストミートあたる君） 町有財産取得用地平面図を見ているのですけれども、675の2、たしか民家になっていると思うのですけれども、ここはこのまま欠け地でいくのでしょうか。

○総合政策部長（阿部弘亨君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問についてご答弁申し上げます。

この図面でいう左端の1筆になりますけれども、この場所については本年度取得するまでには至ってございません。ここは、唯一住居があり、

取得するまでにまだ整理すべき事項がありますので、合意はもらっておりますけれども、取得までにはまだ時間を要するものでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） もう一つ、635の1というところがあるのですけれども、これは取得はするのでしょうか、できないのでしょうか、それともこれからの予定なのでしょうか。

○総合政策部長（阿部弘亨君） この図面でいうと真ん中の場所ですけれども、ここは用水路になってございまして、余市川土地改良区の用水路でございまして、実際、今現在もその先を使用しております。

余市川土地改良区とは、用水路を確保した上で使用することに合意を得ておりますけれども、今後用水路をどのように確保するのか、あとまた土地を買うのかも含め余市川土地改良区と協議を進めていくものでございます。

○16番（寺田 進君） 私から1か所だけ確認、お願いしたいと思います。

不動産明細書の5番目、642番1の内、公衆用道路というところがございます。通常、道路として公に使われている場所というのは、売買の対象にはならないと思われませんが、この公衆用道路というのはどのようなところなのか教えてください。

○総合政策部長（阿部弘亨君） 16番、寺田議員の質問についてご答弁申し上げます。

真ん中の部分ですね、642番地、図面でいうと用水路の隣に細長い土地があるのですけれども、ここ公衆用道路になっているのですけれども、実際は車とかが通れるような道ではなくて、獣道のような形で通り道になっている部分です。ここも含めて道の駅用地として購入するという形で考えてございます。

○16番（寺田 進君） その辺の確認だったのですけれども、そういう意味では地目は道路というより、通常は道路としては使っていないという解釈でよろしいのでしょうか。

○総合政策部長（阿部弘亨君） 16番、寺田議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

道路として使っていないかという用語がありますが、組合の方が通路的に通ってはいますけれども、道路として、いわゆる公衆用道路として使っているような形ではないかと考えております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第9、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっております。持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和7年余市町議会第1回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名、地元食材を生かした食育推進による地域活性化の展望について。余市町食育推進計画には、3つの基本目標に基づき食育を推進することが明記されています。町民の健康づくりに加え、地産地消と連携した食育の推進は、本町の経済活性化にもつながると考えます。未来を担う子供たちを育み、町全体の豊かさを高めるためにも、食育のさらなる推進が求められています。以下お伺いします。

1、昨年3月時点では給食の食材として余市産の野菜や果物などは年間を通して約40回使用しているとのことでしたが、現在の地元食材の使用状況についてお伺いします。

2、登小学校で行われている余市産の食材を6割以上使用したよいち給食デーの給食を全町的に広めていきたいとのことでしたが、進捗をお伺いします。

3、学校給食での地元食材の活用は、地域の農業や漁業の活性化にもつながると考えます。給食を通じた地元産業の支援策や生産者と学校との連携強化についてお伺いします。

4、食育を効果的に進めるためには、関係団体、行政機関との連携が不可欠ですが、関係機関とどのような連携を図っているのか、具体的な事例や今後の協力体制の強化に向けた方針をお伺いします。

5、国が掲げるみどりの食料システム戦略では、持続可能な食料生産が求められています。余市町として、この戦略を踏まえ、環境に配慮した食育や地産地消の取組をどのように進めていくのか、見解をお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁します。

4点目の関係機関との連携についてですが、食育基本法に基づき設置した余市町食育推進会議において、委員が役場の関係課の課長、食育活動団体、幼稚園の関係者、生産者団体、学校教育関係者、保育所関係者等で構成されており、年1回程度会議を開催し、情報交換や意見交換等を行っています。

今年度については、試行的に町と余市町食育推進会議の共催で公開セミナーを開催し、約60名の方の参加があり、好評をいただいたと感じています。今後も余市町食育推進会議を通じて関係団体との連携を図ります。

5点目のみどりの食料システム戦略を踏まえた余市町の取組についてですが、北のクリーン農産物表示制度のイエスクリーン減農薬栽培、草生栽培による環境へ配慮した栽培、またエコファーマーとして認定された生産方式による低農薬の取組がある中で、環境に配慮した食育や地産地消の取組につきましては、余市町食育推進会議により様々な事例や情報を集約し、それぞれの団体が行う事業と連携し、取組を進めてまいります。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員のご質問に答弁いたします。

1点目の本町の学校給食における余市産の野菜や果物の使用状況ですが、今年度は約50回の使用となっております。

2点目のよいち給食デーにつきましては、食材

費の高騰、量の確保等の課題もあり、今年度も登小学校に限った取組となっておりますが、引き続き給食食材の地場産品の活用を推進してまいります。

3点目の学校給食での地元食材の活用につきましては、子供たちが食の重要性和地域に関する理解を深めるために重要であると考えており、食育推進計画に基づく取組の中で給食を通じた地元産業の支援策や生産者と学校との連携を強めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきましたが、順番に再質問させていただきます。

まず、1点目の現在の食材の使用状況ですが、昨年に比べて回数が増えて50回になったということで、非常によいことだと思っています。この給食に余市産の食材を使う割合をこれからも増やしていくためには、現在使用している食材の中でどの食材を余市産に置き換えることができるかなどの現状把握が必要だと思いますが、このような現状把握はされているのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

給食の仕入れ等、これは実績を踏まえて、栄養教諭とは今年度の取組についてしっかりと検証して、次年度以降の取組につなげてまいりたいと考えております。これは、毎年行っている取組でございます。

○2番（尾森加奈恵君） 仕入れの実績などは、しっかりと情報共有して、次年度以降の量を増やしていくことに取り組んでいるということで承知しました。

今後の使用回数ですとか使用割合について、もし何か目標などがあればお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

昨年から10回増えたということでございます

が、私としては食育という観点から、まだまだ増やしたいと思っております。ただ、具体的な数値目標は定めておりませんが、先ほども言いましたが、栄養教諭としっかりと情報共有をして、拡大に努めてまいりたいと考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 昨年から10回増えているということで、また10回増えるのかななど思っているのですが、まだまだ今後も増やしていきたいということで、ぜひ取組を続けていただきたいと思えます。

それでは、2点目のよいち給食デーを全町的に広めていくことについての再質問に移らせていただきます。このよいち給食デー、全町的にはまだ広がっていないということだと思っておりますが、食材の高騰なども課題で、そして量の確保も課題だということなのですが、やはり食材の高騰、地元の食材を使っていくのにはどうしても食材費が増加してしまう傾向というのはありまして、ほかの自治体なども調べてみると、地元食材を使うことでの食材費の増加の部分は一般財源で補填していたりですとか、補助金などを使っているところもありますので、そのような検討もぜひしていただきたいなということと、あと量の確保も難しいというお話があり、登小学校のよいち給食デーでは北後志たねまく人の会さんが地元生産者の食材を仕入れて納品するコーディネーターを務めることで実施することができていますが、全町的に進めるに当たり、このような役割をする人ですとか、仕組みなども必要になってくるのではと思いますが、登小学校以外の学校でどのように実施するのか、どのように全町的に進めていくお考えなのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

昨年もお質問をいただきました。登小の取組は、まさに地産地消という部分ですばらしい先進事例だと思っております。そういった中で、私昨年広

げてまいりたいということで答弁をさせていただきました。

ただ、やはり議員おっしゃるとおり、コストの問題、あとは量の確保ということで全町的に広げるという大きな課題もたくさんございます。そういった中で、登小学校、議員のご質問の繰り返しになるのですが、保護者の方が一生懸命コーディネーターとして生産者と連携をして、また学校とも連携をして進めているところでございます。

そういった中で、コーディネーターの重要性ということでご質問もございましたが、まさにそのとおりでございまして、私ども全町的な給食に係るコーディネーターとしては栄養教諭がございしますが、1人しかいない中で複数校、私どもは自校方式も取っていますので、なかなか業務量という部分でも負担が大きいと思います。そういった中で、コーディネーターの重要性というのは私も認識をしておりますので、そういった全町的なコーディネーターの存在という部分も念頭に置いて、今後検討してまいりたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 栄養教諭の方が1名しかいないということもあって、やはりコーディネーターが必要なのではということなのですけれども、よいち給食デーを全町的に進めるに当たり、まずは年に数回だけでも町内の学校でよいち給食デーを開催するという方法もあるのではと思います。

例えば余市町で野菜や果物が豊富に収穫できる季節に試験的に1日だけでも全ての小中学校でよいち給食デーを実施するという事は難しいのか、実現性について見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

非常に課題は多いという中で、実現するにはやはり部分的な試行というか、そういう取組も必要だと思っております。そういったことで、今ご指摘もありましたが、具体的に検討してまいりたい

と考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 具体的に検討していただくということで承知しました。

よいち給食デーを全町的に広めていくためには、給食の調理員さんの負担の軽減ですとか調理器具の導入ですとか、地元食材を受け入れて調理する環境整備も必要なのではと思うのですけれども、現状も含めて見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

ソフトだけではなくて、ハードの部分だと思います。今自校方式ということで、ご案内のとおり学校ごとに調理器具等を配備して給食を提供しているところでございますが、施設自体老朽化をしているということも事実でございます。そういった中で、年度更新をしている部分もありますので、そういった地産地消ということも含めて設備についてももう一度私どもとしても検証といえますか、施設について調べていきたいと考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 施設の老朽化などの問題もあるということで、いろいろと調べて検証していくということなのですけれども、現段階で調理員さんをはじめとした給食を提供する方たちの労働環境などが厳しいものであれば、仕入れですとか調理の手間があると、地元食材の取扱いを増やすことがとても大変になってくると思いますので、まずは現状の労働環境の見直しを進めていただければと思うのですが、その労働環境という面、給食の調理員さんの人員などは余裕があるのかなどお伺いしたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

給食調理員の人員確保という部分でございしますが、非常に厳しい状況でございます。

○2番（尾森加奈恵君） 調理員さんの人員なども厳しいということなのですけれども、給食を提供する方たちの負担を増やさず、できるだけその

負担を軽減して、よいち給食デーが実現できる環境整備をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、3点目の地元産業の支援策や生産者と学校の連携強化についての再質問に移ります。給食に地元食材を活用するに当たっては、給食に使用する食材の流通の課題ですとか、その食材の受入れ態勢、例えば給食の調理員さんの人員や設備の関係で生産者さんが作った丸ごと1個のカボチャは受け入れられないですとか、大きな魚をそのまま仕入れてさばくことはできないなど、そのような問題点はあるのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

食材の入荷に当たっては、今尾森議員がご指摘のあったような条件でございます。

○2番（尾森加奈恵君） やはり丸ごとだと難しいという、そういうものがあると思うのですけれども、ただ本町には水産加工の事業者ですとか、野菜や果物を加工して販売している事業者も多いですし、障害のある方が働いている施設などでも野菜や果物の加工品、みそなどの調味料を販売しているところもあります。地元で取れた魚や農産物を加工の事業者で給食の調理に最適な状態に加工してから納品していただくなど、様々な事業者と連携することで現状では取り扱うことができない食材も受入れが可能となり、調理員さんの負担軽減にもつながるのではと考えますが、見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

納入業者につきましては、これまでも地元業者を最優先に考えております。加工品でいうと、豆腐やかまぼこなどについては、加工食品については地元の業者をお願いして納入をしているところでございます。

水産加工業についても、余市町内複数ございま

すが、ある業者さんから今年度食材に使えないかということでのお問合せをいただいているのも事実でございます。

私どもとしても、地元産品、地産地消という観点から非常に前向きに捉えていたのですが、そういう調理の問題、コストの問題等々で今現在も納入に至っていない状況でございます。

そういった中で、私どもも地元の業者さんを使うという、そういう思いはありますので、何とか生産団体とも連絡、協議をした中で広く地元業者さんの食材を使うという方向性で進めていきたいと思っております。

○2番（尾森加奈恵君） 現状でもできるだけ地元の事業者のものを仕入れている。

ただ、水産加工の会社の方からの問合せがあった商品の使用は、コストなどの問題でまだ使うことができていないものもあるということなのですが、ただ前向きに考えているということなのですが、その給食の地元食材利用により地元の生産者さんが安定した出荷先を確保できることですとか、加工事業者や流通事業者も安定した取引を得られるということは、地域にお金が巡って、地域内経済循環の活性化にもつながると思います。

静岡県富士市の学校給食で地域の農産物を活用するために構築された食材納入システムなどの事例もありますので、様々な先行事例も参考にしながら本町に最適な、多くの町民が恩恵を受けることができる仕入れの動線の構築をつくっていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

私ども地元業者さんから食材を納入してもらおうという、そういった強い思いは持っております。そういった中で、今ご指摘もございましたが、安定的な供給という部分で業者さんから見ても非常に支援になるということは私も認識をしているところでございます。

ただいま先進事例のお話もありましたが、そういった全国的な好事例も参考にして、いろいろな面で調査研究をしてみたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 本町に最適な仕入れの仕組みづくり、納入の仕組みづくりを取り組んでいただけるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、4点目の関係機関との連携についての再質問に移ります。現在は食育推進会議を中心に連携している、連携を強めているということなのですが、今回はセミナーも開催されて、60名の参加があったということで、様々なそのような効果もあったということなのだと思いますけれども、関係団体は食育推進の活動をする上で資金が必要な場合もあると思うのですけれども、財政面の支援について見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

各関係団体については、各関係団体の個々の活動について補助金を出しているケースがあるということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 補助金を出しているケースがあるということですが、具体的にお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

その補助金を出していると言ったのは、個別の団体ですね。例えば漁協ですとか農協ですとか、そういう関係団体に補助金を出してはいます。食育の関連団体として。

一方で食育という個別の事業ですね、この団体が個別に食育をやっているところに関しては特に補助金を出していないそうでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 食育を推進するリーダーの育成ですとか農林漁業体験機会の提供、学校給食における地場産物活用の促進を対象とした農

林水産省の消費・安全対策交付金というものがありますが、このような交付金の活用はされているのか、また検討されたのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

担当に確認したところ、今のところ検討はしていないということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 食育を推進するために必要であれば、その交付金の活用を検討する必要もあるのではと思いますが、今後何か必要になった場合は検討されないのか再度お伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

交付金に関しては、受入れ団体が必要でして、その受入れ団体のほうでそういう事業のために交付金が必要ということであれば担当と調整していただいて、町としては交付金を申請するということは問題ありませんので、そういうふうにしていただければいいのではないかとこのように思います。

○2番（尾森加奈恵君） では、その受入れ団体のほうで必要であれば担当のほうと調整をするということで承知しました。

では、最後に5点目の環境に配慮した食育や地産地消の取組について再質問をいたします。こちらについても、今のところは食育推進会議のほうで情報共有をして取組を進めているということでしたが、みどりの食料システム戦略の主な目標として農林水産業におけるCO₂排出量を実質ゼロにすること、化学農薬、化学肥料の削減、有機農業の拡大などがありますが、本町の具体的な取組があればお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本町の取組としては、先ほど答弁したとおりになるのですけれども、イエスクリーンの減農薬栽培ですとか、先ほど答弁したとおりの取組をしております。

○2番（尾森加奈恵君） 化学肥料や農薬の使用量を減らして、土壌の性質を生かして生産性を維持、向上させる農業を広めていくことは、本町の自然環境の保全、未来に豊かな自然環境を残すことにつながるとは思いますけれども、この点について町長の見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

有機農法の拡大についての私の見解ということだと思いますけれども、世界的な傾向として先進諸国ですね、富裕層が多い諸国については、オーガニック野菜、食品の流通量の拡大が進んでいるわけです。

日本については、今全国の農地の0.4%ぐらいでしかまだ有機農法も広がっていないということで、まだまだこれから拡大の余地があるということです。農業ももちろん農家の方々のビジネスとして捉えたら、有機農法をやることによってもちろんコストも人手もかかるわけなので、一概にそれを拡大するということは農家の経営体制もあって、町から主導的にやってくださいということはもちろんできないわけです。それをやって破綻したスリランカという国もあるわけですから、そういうバランスを取る中でももちろん消費者のマーケットがあれば有機農法の野菜が広がっていくことはもちろんそれらのニーズに合うものですから、そういうマーケット、消費の体制ですとか、市況も見つつバランスを取りながら農業経営環境の改善といいますか、確固たるものにしていくというようなことが必要なのではないかなというふうには思っています。

○2番（尾森加奈恵君） やはり有機農業で作った商品のマーケット、市場がなければということで、そこでバランスを取る必要があるということなのですが、そのマーケットの一つ、市場を育てる手段の一つとして学校給食があると思いますが、この点についての見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

最近で話題になった品川区がオーガニック給食であるということが全国的ニュースにも出ており、もちろん賛否両論あるわけでありまして。賛成の部分はもちろんオーガニック食品は体にいいのではないかというような賛、否の側面はコストがやたらと上げられるということで、逆に品数が減ってしまって、逆に品数を増やして、子供たちにおなかいっぱい食べさせたほうがいいのではないかという議論もあるわけです。もちろんこういう賛否が渦巻く中で、品川区はやったというわけでございます。

余市に関しては、先ほどサステナブルな農業を確保する上で有機農法で栽培された農産物のマーケットとして給食を使う。もちろんそれはいいことではあるというふうに考えるわけでありまして。ただ、論点としては、コストが上振れするという点と、あとはもちろん先ほどから論点になっていますけれども、全部を確保するだけの量が確保できるかという、そういう論点があると思います。その点を解決していくことで、サステナブルな経済と農業の循環がつくられていくというふうに思いますので、もちろん一気に全部切り替えることはできないと思いますが、先ほど来教育長も答弁していますけれども、徐々にできるところからやっていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） そのコストですとか量の確保などの問題があるけれども、これがもしバランスが取れていけば、よいものではあるという認識をされているということで、承知しました。

持続可能な食料生産については、昨年からの取り組みでいるガストロノミーツーリズム推進事業でも取り組んでいる内容だと思いますが、町長が考える、将来にわたって本町の豊富な食材を持続的に生産供給できる体制づくりとはどのようなもの

なのかをお伺いして終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本町は、ガストロノミーツーリズム、国費事業でやっているわけです。その中で、もちろん品質の高い、それこそ手間をかけて人手をかけて減農薬だとか無農薬とか有機栽培したもの、もちろんそれだけ手間がかかっているわけですから、適正にコストも払ってもらって消費者に届けるということは必要なわけですね。そういう手間とコストがかかったものに関しては、適正に消費されることによってサステナブルな農業が維持できるというふうに考えているわけですから、ではマーケットはどこなのかといたら、例えば著名シェフのもとに届けるとか、そういうことでサステナブルな農業を維持するということが一つの側面、高付加価値野菜に関しては。

一方で、それだけだったら生産量が限られてきますから、マーケットの需要に合うようにもちろん多くの野菜なり作らなければいけない農家さんもいるわけですね。それに関しても、もちろん余市町で作られたすばらしい野菜ということでマーケットも評価していますし、それに関しても、もちろん大規模な消費が必要になってくるところに関してもきちんとサステナブルに消費されるよう、マーケットが消費してくれるようなこともちゃんと情報提供することによって、きちんと消費と供給のバランスの取れたサステナブルな農業を推進していくということを狙っているわけでございます。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和7年第1回定例会に当たり、さきに通告済みの質問2件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

1件目として、保育所の保育環境の改善について伺います。底冷えを緩和し、体が冷えにくい室内環境へ改善することはできないでしょうか。

町立保育所は、いずれも築年数がおおむね40年を経過しており、冬場に靴下で室内を歩くと寒さが足裏を通して伝わってきます。短時間であればそれほど問題はないのかもしれませんが、長時間床に座るなどして遊ぶ子供や保育をしている保育士の方々などは知らないうちに体温を奪われてしまいます。

教室やホールなどで室温維持のために使用している暖房も使い過ぎれば空気が乾燥してしまい、風邪やインフルエンザなど別の心配が出てきます。窓もそうですが、床から逃げていく熱も少なくありませんし、体感温度に影響します。子供も大人も少しでも過ごしやすい環境で時間を過ごせるよう改善を求めて、以下伺います。

1つ、大規模は難しいとしても、ジョイントマットやクッションフロアなどを敷くなどして、床の保温性や断熱性を高め、子供や保育士の健康を守る取組について。

2つ、現在室内の床は板張りのため、転倒の際のけがなども心配です。こうした点の改善も必要と考えますが、見解について。

3つ、改善方法を考え、実施する上で最も重要なのは、現場の声と考えます。現場との意思疎通の強化について。

2件目として、来庁者の負担軽減に向けた役場庁舎の改善について伺います。町内の公共施設は、いずれも築年数がたち、言うなれば昔ながらの設計の建物が少なくありません。特に役場庁舎の場合、地下1階や2階に用事があるのに、階段が急で上がり下がりがつらいとの声が年々増えています。幾らDX化が進もうとしている時代とはいえ、物理的に役場庁舎へ来る方に苦勞を強いるのはよいこととは言えません。本当はエレベーターが欲しい、案内板はあるけれども、どの課を訪ねれば

よいのかが分からない、複数の課にまたがる用事だと建物内を何度も行き来せねばならないなど、困ったという声を耳にします。来庁者が利用しやすい役場へさらなる改善を求めて、以下伺います。

1つ、バリアフリー化や設備改修について。

2つ、来庁者が利用しやすいように担当課の配置場所の工夫や総合案内窓口の設置、検討について。

3つ、町は、今後役場庁舎の在り方についての検討を行うとしていますが、検討、実施が果たされるまでの間の対応について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の保育環境の改善についての質問に答弁します。

1点目の質問と2点目の質問ですが、それぞれ関連ありますので、一括して答弁します。

床の断熱材としてグラスウールが使用されておりますが、築40年を経過していることから、断熱効果の低下があると思われます。質問にあるとおり、クッション性と断熱性のあるジョイントマット等を敷くことにより、底冷えの緩和や転倒時の衝撃を和らげる効果が見込めることから、現場の意見を参考に対策します。

3点目の現場との意思疎通の強化についてですが、保育所間をはじめ、課内とも情報共有や連携を図り、引き続き保育環境の改善に努めます。

次に、来庁者の負担軽減に向けた役場庁舎の改善に関する質問に答弁します。

1点目のバリアフリー化に関する質問ですが、昭和47年建設の現在の役場庁舎建物内部に現行バリアフリー法に対応するようなエレベーターを設置することは物理的に不可能となっています。

2点目の配置場所の工夫や総合案内窓口の設置、検討についてですが、主に住民が利用する窓口は1階に集約して対応しているところであり、また令和元年度には子育て支援の窓口を一本化、さらには福祉、保険に関するワンストップ窓口を設置するなどの工夫をしているところです。総合案内窓

口の設置については、限られた庁舎スペースですので、設置スペースや人員を確保することは困難と考えています。役場に来られた方には、職員にお声がけいただければ担当窓口をご案内させていただいたり、また訪問先が分からなくて困っている方を見かけた場合は職員のほうからお話しかけをさせていただき対応をしており、今後もその対応を継続してまいります。

3点目の検討、実施が果たされるまでの間の対応ですが、現状の維持管理体制を継続していきます。

○14番（大物 翔君） まず保育所の話からいくのですけれども、これ実は私自身の経験からきているものでもあるのです。保育所もそうなのですけれども、実は私の今住んでいる家は築60年過ぎていまして、引っ越した当初は寒くて寒くてと。それで、何かできないものかと、ない知恵を絞って考えていたら、床の底冷えを何とかしようと。やっぱりそうしていくことで、結局部屋全体が暖かくなるのです。そうすると、暖房費も少しずつ下がっていくということと、私実は余市に来て1つびっくりしたのが、みんな靴を履いて室内で過ごされているのです。いろいろなところを見ますと、もともとはだしとか靴下で過ごせるというような、そういう保育施設なんかも結構増えていたのです。割と築年数が新しい建物は、最初から転倒防止軽減用だったりというものを敷いた状態で設計して建築をしているのでいいのですけれども、いかんせん年数がたっているものですから。先ほどグラスウール入ってはいるのだけれどもという話しされたと思うのですけれども、なかなか建物の設計思想自体が古いものですから、現代に合っていない部分が出てきてしまっているなという。かといって、床を剥がして改修しますかと思ったら、第3次の子育て計画で保育所の在り方どうしようとやっているところで、そこまでお金はかけれないと。であれば、できることはないかな

と考えた末に行き着いたのが今回の質問だったということなのです。

ただ、今現場のほうとも相談しながらというお話して下さったと思うのですけれども、1つ心配だったのが小さい子供ですとどうしても物を食べたりしたときに戻ってしまうとか、床を拭いたり除菌したりしないといけないときに、隙間があるものを敷いてしまうと、そこに入ってしまうと今度補強したものが剥がれてしまうとか、2次被害の可能性もあるかなと。そういうところもあって、では現場の人は日々見ていらっしゃるから、プロなものですから、改善していただきたいなということで今回実は質問した次第だったのです。

今回、実は町立の保育所に絞って質問をさせていただきました。ただ、似たような悩みを抱えている建物というのは、恐らく民間のほうでもあるのではないかなと推察はするのです。今回質問には入れなかったのですけれども。だから、現場のほうで検証していきながら、そこでよい成果が得られてくるようであれば、あるいは相談があるようであれば、民間さんのほうも何かできないものかなという対応を今後も場合によっては考えていく。どこの施設に子供を預けることになったとしても、公平に対応していけるという仕組みに発展していったらもっといいなと思うのですが、その点についてはどうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

確かに保育所は非常に老朽化が進んでおり、今後集約してとか、そういう議論も今検討しているところであって、基本的にはもう建て直さないと古いから駄目だと思いますが、いかんせんすぐというわけにはいかないのです。計画をつくって、時間かかるわけですね。その間は、やはり底冷え対策とか、大物議員言ったとおりきちんとやっていかないとかわいそうだから、ジョイントマット

なのかは分かりませんが、一番いいのは現場と話しながら対応していくことが必要だということはもちろん同じ意見でございます。

民間についても、もちろん各民間施設が対応するわけですが、もちろん悩みとか共有する部分に関しては情報共有しながらいい方向に進んでいけばいいのではないかなというふうには思います。

○14番（大物 翔君） 1件目については、よろしくをお願いします。

前向きな発展を期待いたします。

次に、2件目の役場庁舎の話に移らせていただきたいのですが、それこそ階段のすぐ隣に、今印刷室とか資料庫って看板かかっている鉄扉の部屋ありますけれども、聞いた話では、本当はこの建物を建てる際にはエレベーターつけようとしたのだけれども、いろいろあった結果、つけなかった、つけなかったかは分からない。とにかくついてはいない。現状の建築基準だとか設備のサイズで考えると、恐らくつけることはできないだろうなと。そもそも建物自体の耐用年数の問題も来ているものですから、この後大規模改修もやっぱり難しいだろうなと。

さりとて、健康、子育ての分野でいけば、機構改革などもしていったら、今ワンストップ化でというふうに進んではいっているのだけれども、一方で例えば役場に来る方はいろいろな用事で来られるとは思いますが、健康の分野はある程度それで改善は進んでいるのだけれども、では誰かが亡くなって、葬儀だとか相続だとか、そういう関連になってくると、また別のところに行かなければならないという事例も出てしまったりする。あるいは、道路のことと建物のこととなると、地下1階と1階の奥で離れてしまっているということがどうしても構造上そうなっているのです。各部、各課の職員の人数も違うものから、そうすると物理的なスペースの問題も出て

くるだろうと。そう簡単に建物の中で部署を引越してというのも難しいのかなと、どうしても出てくるのかなと。

そう考えた場合に、では役場の職員の方の負担を軽減しながら、なおかつ訪ねてきた来庁者の方が迷子になりにくいとか、困りにくいように、どうしようかと思ったら、やっぱりそういう一括して対応できる入り口をつくってあげると。そこに行って、どういうご用件でしょうかから始まって、その件でしたらあちらの課ですね、この件でしたらこちらの課ですねというふうに水先案内をしてあげて、来庁者の方に行ってください。もしくは、ではそういう案件でしたら少々お待ちくださいと電話一本かけて、担当の部署の方をお呼びして、それで対応してもらおうと。となれば、引越せずともワンストップに近い形が実現できるのかなと。自分たちの負担と利用者の負担と両方を下げてあげるという視点でいけば、私はまだまだ改善できる余地あるのではないかなと思ったものですから、質問をした次第なのですが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども答弁しましたが、事実上ワンストップみたいな感じになっており、もちろん移動するという意味ではワンストップではないですけども、来て分からなければ、こっちへ行ってください、あっちへ行ってくださいみたいな感じで、困っていきそうな方がいたらこちらから声かけするようにというのは先ほど答弁したとおりでありますし、どこの課に行っても分からなかったら、そこに行っていれば案内するようにはなっているわけです。

役場庁舎も古いので、スペースの問題もあって、よくある案内窓口みたいなのを想定しているかと思うのですが、スペース的な問題もあって、なかなか難しいというのが現状ですので、今役場

庁舎の在り方もどうするか検討することになっていきますので、そういう議論を踏まえてよりよい方向に、より町民が使いやすい役場の方向に進めていければいいのではないかなというふうには思っています。

○14番（大物 翔君） 確かにそうですね。

物理的な制約というのはいかんともしがたい部分かとは思っています。やりたいのだけれども、なかなかという部分もきっとあるし、ただ、ではどうしたらいいかなという話になったときに、もう一つ考えつくのは、物理的な場所を変えてあげたりだとか、そういうことが困難であるとするならば、恐らく役場の方々も一年間通して集計取っていらっしゃるかは分からないですけども、おおむねこういった要件で訪ねてくる方、手続する方がいるというのは、個々の課で受けた案件を数え上げていけば、ある程度集計値で取れると思うのです。パソコン上で集計するのか手計算するのか分からないですけども、そうやって見ていくと、実際に来た方がどういった用向きで用事足しをされているかというのはある程度拾っていけるのかなと。その中で、複数にまたがったりする用事とかが実際あるわけですから、そうしたら例えば誰かが亡くなって、ご葬儀とか、あるいは相続の関係でとなったときには、一枚紙にこの件はこの課にお尋ねください、この件はこの課にお尋ねくださいというような案内表を作ってあげてお渡しできるような環境。細かいものまでは無理かもしれませんが、大体割とこういう用事で来るよねというケースだけでもいいのですけれども、そういうのがあったらまた違ってくるのかなと。こちらの課に尋ねてどうやら違ったらしいから、隣の課に行って尋ねて、そこでも実は違ったから、もう一回別のところに行ってというと、これ誰が悪いわけでもないですけども、結果として、いわゆるたらい回しというような状況にもなってしまうと。

だから、そういうお互いが不幸な擦れ違いを減らしてあげるとい意味で、お互いにここに行けば解決なのだね、対応できるのだねというふうなものをもっと分かりやすくしていけば、詰まりにくいとか、流れがよくなるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思ます。

ご提言ありがとうございます。現在でも事実上、ワンストップみたいなサービスになっております。職員も工夫しながらやっているわけでありまして、役場の貼り出しに関しては、どこに何課がありますというような平面図はあって、何々の対応はどどこですみたいなのはホームページに載っていると。実際に役場に来られた方が何らかの用事でどこかの課に行きますと。そのときに、一通り何々をしたいというのを伺って、ではここ終わった次こちです、こちですというふうに次々と案内はしているので、現状のオペレーションとしてです。だから、事実上のワンストップ窓口のような感じにはなっておりますが、もしそういう町民の方々から分かりにくいという話を聞いたのであれば、また言っていただければ、よりよい方向に進めていけるのではないかなというふうに思ます。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和7年余市町議会第

1回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1点をいたします。答弁のほどよろしくお願いたします。

件名、余市町公式ホームページの在り方について。町の公式ホームページ（以下ホームページ）は、行政情報の提供や手続案内など、町民にとって重要な情報発信の窓口としての役割を果たしています。しかし、町民からは必要な情報がどこにあるのか分かりにくい、検索機能が十分ではないといった声もあり、利用のしやすさに課題があると考えます。さらに、プライバシーポリシーや著作権、リンク、免責事項に関する記載についても、利用者が安心して情報を得られるよう、また利用できるように見直す必要があるのではないかと考えます。以上を踏まえ、以下の点についてお伺いたします。

1、町として、ホームページの使いやすさに関する見解をお伺いたします。課題があると認識している場合は、具体的にお知らせください。

2、各区会へ向けて回覧板などの紙媒体の広報を廃止し、今後はホームページと余市町ライン公式を使って広報に移行するとの説明があったようですが、具体的にどのような形の広報体制としたのか、見解をお伺いたします。

3、過去5年間の年度ごとのアクセス数を教えてください。

4、町民が必要な情報に迅速かつ容易にアクセスできるよう、ホームページのデザインや構成を見直してはどうかと考えますが、見解をお伺いたします。

5、現状のホームページの情報はオープンデータとして提供されておらず、利用に制限がある状態ですが、他の自治体で見られるようなオープンデータの取組、例えば北海道のように情報をクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で提供するなどの取組についての見解をお伺いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁します。

1点目と4点目の質問ですが、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。

ホームページについては、町民をはじめ、事業者や観光客の方など多くの方々にご覧いただき、文字サイズの変更、言語を選択することができるなど使いやすさに配慮したホームページ作りを意識しています。しかしながら、多くの行政情報を掲載していることから、情報の見つけづらさや内容が行政表現になりがちであると認識しており、今後の更新の際にはできる限り分かりやすい表現や画像、図などを用いて見やすいホームページ作りに努め、町民生活やイベントに係る最新の情報を発信していきます。

2点目の質問ですが、町広報については、広報本紙と併せて折り込みチラシを各世帯に配付しているほか、学校だよりや関係機関等の広報紙などを各区会において回覧いただいていたのですが、区会における配付作業の負担軽減を図るため、令和7年度より回覧板については電子版に移行することとしました。当面、広報本紙及び折り込みチラシについては、紙媒体での発行を継続し、各区会のご協力の下、各世帯にお届けしたいと考えています。

3点目の質問ですが、年度ごとのおおよそのアクセス数は、令和元年度が約72万件、令和2年度が約96万件、令和3年度が約120万件、令和4年度が約120万件、令和5年度が約108万件となっています。

5点目の質問ですが、本町のオープンデータについては、北海道オープンデータポータルを介し、介護サービス事業所、医療機関、指定緊急避難場所及び避難所に関するデータを公表しており、今後どのようなデータを追加公開していくかについて、引き続き検討を進めます。

○9番（土屋美奈子君） 再質問させていただきます。

まず、最初のホームページの使いやすさに対する見解をいただきました。文字の大きさも変えられるし、言語も他国の言葉に対応しておられるし、色も変えられるようにはなっていると思います。あえて言うなら、音声読み上げ機能などももしかして検討していただけたらいいのかなというふうにも思っています。これは、検討課題として受け止めていただければというふうに思いますけれども、そこら辺はなかなか機能しているのかなというふうに認識しています。

ただ、情報がいかんせん見つけづらいなというふうに思うのです。探したい情報にたどり着くまでに、結構何回かクリックしていかなければいけないのだけれども、目的の情報までなかなか行けないのです。違うところへ行くのですね。そして、例えば町民の方が、そういえば広報で挟まってきた、何かを募集していたよな。その紙がなくなってしまったよな。ホームページから調べようとしたら、結構探すまでに、検索機能はあるのだけれども、探してくれるのだけれども、何個も似たようなタイトルで同じものが出てきたりするので。それは、同じ事業を毎年して、去年のもおとしのもずっとあって、実際必要な今年の情報がなかったりとかするときもあるのです。だから、そこら辺のきちんとした町民の方たちが利用しやすい目的に行けるように、それも例えば3クリック以内でたどり着けるようにだとか、そういう目標を持って使いやすさを更新してはどうなのかなというふうに思うのです。

古い情報については、あまりに古いものはもう要らないのではないかなというふうに思うのです。中には、SSL化していないとか、暗号化していないものも見られたりして、とても古いものもあるのです。だから、そこら辺の整理をしっかりと立てていってはどうなのかなというふうに思

うので、見つけづらさという点に関して、どういった検討をされているか、まず最初に聞いておきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

行政のホームページはうちに限らずなかなか見つけにくいというような側面もあるかと思いますが、先ほども答弁させていただきましたが、様々な行政情報が載っていたりすると、どこにあるのか分かりにくくなるというような側面が、うちに限らず、どんな行政官庁もホームページにあるかと思っています。

いずれにしても、更新の際にはできる限り分かりやすくするというのを心がけるように担当のほうでは取り組んでいくというふうにやっております。

○9番（土屋美奈子君） 質問が関連するので、前後するのですけれども、例えば情報の見つけづらさということで取り組んでいくときに、それを改善しようとして本町のホームページではグーグルアナリティクスを使用していますよということをやっているのです。どちらかのリンク、プライバシーポリシーですね、きっと。活用していますということをやっているのです。そうしたら、それをどう活用して生かしていくかということなのです。つまりどのページにアクセスがたくさんあって、どこから入ってきたかというのは一目瞭然なわけで、それを今現在生かしておられるのか。どう活用しているのかということをお聞きしたいなと思っていて、現状をお聞かせいただけますか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

アクセス件数自体は、グーグルアナリティクスから拾ってきていますけれども、それをどこから来たかとか、そういう詳細の細かい分析はしていないそうです。

○9番（土屋美奈子君） 多分活用の仕方によっ

ては、アクセスの多いところは把握できるはずなのです。グーグルアナリティクスというのは、もともとそのために設置されているのです。例えばコロナ禍のときに、コロナの補助金の件数がとても多かったら、町民がそれを気にしているというふうに読み解けるのです。そういうふうに読み解くように活用するものなのです。

それを使って、例えば町民がどこで何を困って、何を求めているのかということ把握したら、それをトップに持ってくるということもできるし、常にそのときに合ったものを表に持ってくることもできるのです。そういった活用を検討していただきたいなというふうに思うのです。

アクセス数聞かせていただいたのですけれども、思った以上に、私こんなにアクセスあると思っていなくて、結構な数のアクセスがあって、これはアナリティクスで数を統計しているということのだけれども、これもよくよく分析をしていくと、例えばこれは町民がアクセスしてきたものなのか。つまり本町のトップページから入ってきているものなのか、例えばワイン関連の観光のパンフレット出したときに、そこにQRコードをつけたら、そこから飛んできてくるものなのかというのは多分把握できると思うのです。そうすると、実際何に関心があるかという分析ができるのです。だから、そういったものをアンテナを伸ばして分析をしていくということが大事ではないのかなというふうに私は思うのですけれども、見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、どこから何を求めてきたという分析は必要だと思いますので、今は詳細な分析まではしていないということだったので、今後見やすいホームページを、どこに何があるのか、情報を、置き方だとかも含めて、担当のほうで検討していくのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） ぜひお願いしたいと思います。

紙媒体を、回覧板をやめて、主軸となるのはホームページでしょうから、それを見やすく改善していくというのは、これからやらなければいけないところだろうし、町が主として情報発信をする大本となろうと思います。ラインもずっと力入れているけれども、大本はホームページなのだろうと思うから、そこをしっかりと見やすい形、高齢者だとか、見慣れていない人でも簡単に分かるような動線を描いていくような視点でやってほしいなと思います。

実は、うちの区会では回覧板を廃止したということで、高齢者の方からざわざわとあったのです。だから、ついていけないというか、それは困るよねという声もあったのです。ただ、それを私は町の考え方も理解をする中で、それではやっぱりホームページはがっちりと分かりやすくしていただきたいという思いの中から今回質問させていただいているのですけれども、そういったことで主軸としてしっかりと見直しをしていただきたいというふうに思います。

最後、これもデザインの見直しなどもそこからひもづいていくと思うので、そこら辺はやりながらお願いしたいと思います。

最後に、クリエイティブ・コモンズ、オープンデータの考え方について見解をお伺いしたいと思います。このオープンデータの取組というのは、今余市町のホームページは現在いろいろな制限がかかっているのです。例えば町の公開している余市町の町並みだとか、そういった写真なんかを自由に使うことができなくなっているのです。どういうふうになっているのかな。例えばスマホだとかで写真を長く押すとダウンロードできますよね、自分のスマホの中で。そうすると、何かもやがかったような感じで入ってくるのです。何か加工しているのでしょうか、していないのだろうか。

それとも、使ってはいけませんよとはなっているけれども、別にウォーターマークが入っているわけでもないのだけれども、あれは何か使えないようにしていらっしゃいますか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

写真に関しては、担当のほうでもなぜそうなるのか把握していないということなのですが、特段のセキュリティをかけているわけでもないですので、恐らく画像が粗くてもやがかるのではないのかなというふうに思いますけれども、よくは分からないということでございます。

○9番（土屋美奈子君） これは、何も加工もせず、ではダウンロードできるということですね。今現在だとできるのですけれども、スマホで長押ししたらダウンロードできる、それを使っては駄目なのです。ルール上書いている。北海道のように、全てのデータを使えるようにしてはどうかという提案の趣旨の質問なのです。だから、どれをオープンで、どれをオープンではなくしているかということで、このクリエイティブ・コモンズという仕組みが国際基準なのです。そして、何をチョイスするかは本町の自由であって、この仕組みを使って、例えば写真に関しては余市町のホームページから使いましたと記載をしてくださいとか、そういう自分たちの町に合ったルールをつくっていくのです。その中でデータをオープンにしていく。そうすると、例えば海外とも友好親善都市だとか、いろいろなことをしているけれども、今現状の余市町のホームページから余市町の情報をダウンロードして使うことはできないのだけれども、この仕組みを使って、情報を好きに使っていいというふうに整えていくと、例えば余市町のきれいな町並みが、ローソク岩の写真が余市町ですよという形をつけられたまま宣伝として歩いていけることになるのです。うちの町で、いろいろな場面でプラスに働くということも考えられると

いうふうに私は思うのです。それを国際基準の中で、世界で使っているよというふうなライセンスの下、北海道はそういう取組をしているのだけれども、ぜひ検討してみたいと思うのです。情報が宣伝として大きく独り歩きをしてくれるかもしれないのです。だから、こういう取組があるのだということ、やっている自治体があるのだということ。何をうちは公開して、何を駄目とするのかという検討をしていただきたいというふうに考えるのですけれども、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨は分かりました。多分この答弁作成する段階で行き違いで誤解があって、オープンデータの定義が多分間違っただけで答弁したのではないかと思いますが、要は画像データということですね。

それに関しては、恐らく著作権で多分どこから買ってつけているものだったら使えなかったりもするので、そこは精査が必要ですが、いずれにせよクリエイティブ・コモンズのフリー素材というか、そういうのは使えるのであれば使っていけるようにすればいいですし、またはそこに余市町も素材あるかどうか分からないので、検討が必要ですが、いずれにせよそういうフリー素材が使えるものはどんどんホームページから使っていく体制にしたほうが、より広告効果もあると思いますので、私としてはいいのではないかなというふうには思います。

○9番（土屋美奈子君） クリエイティブ・コモンズのライセンスというのは、ホームページを運営する余市町がどの基準で何を公開するかという約束事みたいなものなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

今後は、こういうふうに公開していく、何を公開できるのかということから少しずつやっていたらいいのかなと思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、ホームページの部分で、最後にこれは使いやすさという部分に絡めてお聞きをしますけれども、例えばチャットというか、質問に答えてくれたり、この人が何を聞きたいのかのサポートをしてくれるものをつけたりする自治体も増えていますが、これについてはどうですか。それは、ラインにもつけれるし、ホームページにもつけれるのですけれども、それについての見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

バーチャルエージェントみたいな感じでよくつけているホームページありますけれども、多分大きい自治体でアクセス数のもっと多いところであればバーチャルに、コンシェルジュみたいな感じをつけるほうが人件費の削減や労力の削減になるかというふうに思います。

余市町に関しても、バーチャルエージェントのいろいろな会社がありますけれども、商談みたいな話が来ますが、導入のコスト、メリット、デメリット考えながら、コストの部分が多いと思うのですが、今後検討していくことになるのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 今後の検討課題として、あると何でも聞けるからとても楽なのです。

導入コストも、きっとこれから下がってくるし、多分学習していけば自力でつけることも今できる時代になっていますので、そういうサービスを出しているところもインターネット上にはあって、それほど高くはない。ただ、自治体で使うとなるとどうかな。でも、私レベルでもチャットボットをつけることはできるような時代になってきているので、すごく世の中のピッチが速いので、できるだけそういう動向も見ながら使いやすさを考えていっていただければ。

ぜひともこの新年度にかけては、できれば取り組んでいただきたいというふうに思うのです、

全体的な見直しの部分で。見解を聞きたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

全体的なホームページの在り方といいますか、見やすさに関する改善ですけれども、もちろん町民やいろいろな方々が見やすいホームページを作るということは必須の課題ですので、更新の際にはできる限り見やすくやっていくということでございます。

一方で、もちろん改修に係るコストですとか労力、スタッフの労力もかかるものなので、その辺のバランスも見極めながら、きちんとよりよい体制に努めていくということが総体としての評価ではないかなというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明7日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時34分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司